

令和7年度 3号認定利用者負担額表（案）

入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
階層区分	定義	3号認定（3歳未満）			
		母子・父子世帯、もしくは在宅障がい児（者）のいない世帯		母子・父子世帯、もしくは在宅障がい児（者）のいる世帯	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯または支援給付世帯	0円	0円	0円	0円
第2	第1階層を除く市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
第3	48,600円未満	17,500円	17,300円	16,600円	16,400円
第4	第1階層を除く市町村民税課税世帯	97,000円未満	27,000円	※旧年少扶養控除適用外 77,101円未満	※旧年少扶養控除適用外 77,101円未満
				16,600円	16,400円
				※旧年少扶養控除適用外 77,101円以上	※旧年少扶養控除適用外 77,101円以上
第5	169,000円未満	40,000円	39,300円	40,000円	39,300円
第6	301,000円未満	54,900円	53,900円	54,900円	53,900円
第7	397,000円未満	72,000円	70,700円	72,000円	70,700円
第8	397,000円以上	82,700円	81,200円	82,700円	81,200円

- 1 市町村民税所得割額は、**旧年少扶養控除を含めて再算定**を行うので、実際に課税されている市町村民税所得割額とは異なることがあります。また、調整控除以外の税額控除（寄付金控除、住宅借入金等特別控除等）は適用しません。
- 2 4月分から8月分は前年度、9月分から翌年3月分の利用者負担額は当該年度の市町村民税額に基づき算定を行います。
- 3 年度内に満3歳に到達した子どもは2号認定となりますが、当該年度末までは3号認定の利用者負担額となります。
- 4 階層区分の第1に該当する世帯は、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯となります。

【多子軽減】

生計を一にする子どもが2人以上いる世帯は、次の条件により利用者負担額が軽減されます。

対象認定区分	対象条件		年齢制限	利用者負担額		
	世帯類型	所得制限		第1子	第2子	第3子以降
3号認定	全ての世帯	無	小学校就学前	全額	1/2	無料
3号認定	母子・父子世帯もしくは在宅障がい児（者）がいる世帯	市町村民税所得割 77,101円未満の世帯	不問	1/2	無料	無料
3号認定	全ての世帯	市町村民税所得割 169,000円未満の世帯	不問	全額	無料	無料

- 1 多子軽減の条件となる市町村民税所得割額は、全て**旧年少扶養控除額を含めないで算定した額**になります。
- 2 年齢制限不問の場合の市町村民税所得割額の判定は、父母だけではなく、算定対象者となる子どもを含めて行われます。